

2026年10月16日

各 位

会 社 名	株式会社エクシオホールディングス
(コード番号)	362A TOKYO PRO Market)
代表者名	代表取締役 佐伯 猛
問合せ先	執行役員管理部長 水島 慶和
T E L	050-3819-0088
U R L	https://www.exeo-holdings.co.jp/

(訂正) 株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更に関するお知らせ

2026年10月15日付で公表いたしました「株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更に関するお知らせ」について、記載事項に訂正すべき点がございましたので、下記のとおり訂正させていただきます。

記

【訂正箇所及び訂正内容】

1. 株式分割について

(1) 株式分割の目的

③分割の日程

(訂正前)

基準日公告日	2026年10月15日 (木曜日)
基準日	2026年10月31日 (土曜日)
効力発生日	<u>2026年11月2日 (月曜日)</u>

(注) 基準日公告は、電子公告により行います。

(訂正後)

基準日公告日	2026年10月15日 (木曜日)
基準日	2026年10月31日 (土曜日)
効力発生日	<u>2026年11月1日 (日曜日)</u>

(注) 基準日公告は、電子公告により行います。

1. 株式分割について

(4) その他

①新株予約権の目的となる株式の数及び行使価額の調整

(訂正前)

今回の株式分割に伴い、当社第1回新株予約権、第2回新株予約権、第3回新株予約権、第4回新株予約権及び第5回新株予約権の目的となる株式の数及び1株当たりの行使価額を、2026年11月2日以降、以下のとおり調整いたします。

名称	項目	調整前	調整後
第1回新株予約権	1株当たりの行使価額	4,953円	496円
	新株予約権1個当たりの目的となる株式の数	1株	10株
	目的となる株式の総数	76株	760株
第2回新株予約権	1株当たりの行使価額	3,427円	343円
	新株予約権1個当たりの目的となる株式の数	1株	10株
	目的となる株式の総数	1,097株	10,970株
第3回新株予約権	1株当たりの行使価額	2,775円	278円
	新株予約権1個当たりの目的となる株式の数	1株	10株
	目的となる株式の総数	930株	9,300株
第4回新株予約権	1株当たりの行使価額	4,045円	405円
	新株予約権1個当たりの目的となる株式の数	1株	10株
	目的となる株式の総数	3,330株	33,300株
第5回新株予約権	1株当たりの行使価額	4,100円	410円
	新株予約権1個当たりの目的となる株式の数	100株	1,000株
	目的となる株式の総数	6,000株	60,000株

(注) 1. 行使価額は、発行要項の定めに従い「調整前行使価額×1／分割比率」により算出し、1円未満の端数を切り上げております。

2. 目的となる株式の総数は、2026年10月15日現在の未行使の新株予約権の数に基づき記載しております。

(訂正後)

今回の株式分割に伴い、当社第1回新株予約権、第2回新株予約権、第3回新株予約権、第4回新株予約権及び第5回新株予約権の目的となる株式の数及び1株当たりの行使価額を、2026年11月1日以降、以下のとおり調整いたします。

名称	項目	調整前	調整後
第1回新株予約権	1株当たりの行使価額	4,953円	496円
	新株予約権1個当たりの目的となる株式の数	1株	10株
	目的となる株式の総数	76株	760株
第2回新株予約権	1株当たりの行使価額	3,427円	343円
	新株予約権1個当たりの目的となる株式の数	1株	10株
	目的となる株式の総数	1,097株	10,970株
第3回新株予約権	1株当たりの行使価額	2,775円	278円
	新株予約権1個当たりの目的となる株式の数	1株	10株
	目的となる株式の総数	930株	9,300株
第4回新株予約権	1株当たりの行使価額	4,045円	405円
	新株予約権1個当たりの目的となる株式の数	1株	10株
	目的となる株式の総数	3,330株	33,300株
第5回新株予約権	1株当たりの行使価額	4,100円	410円
	新株予約権1個当たりの目的となる株式の数	100株	1,000株
	目的となる株式の総数	6,000株	60,000株

(注) 1. 行使価額は、発行要項の定めに従い「調整前行使価額×1／分割比率」により算出し、1円未満の端数を切り上げております。

2. 目的となる株式の総数は、2026年10月15日現在の未行使の新株予約権の数に基づき記載しております。

2. 株式分割に伴う定款の一部変更について

(1) 変更の理由

(訂正前)

今回の株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づく取締役会の決議により、2026年11月2日(月)をもって、当社定款第6条に定める発行可能株式総数を変更いたします。

(訂正後)

今回の株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づく取締役会の決議により、2026年11月1日(日)をもって、当社定款第6条に定める発行可能株式総数を変更いたします。

(3) 変更の日程

(訂正前)

取締役会決議日	2026年10月15日(木曜日)
定款変更の効力発生日	<u>2026年11月2日(月曜日)</u>

(訂正後)

取締役会決議日	2026年10月15日(木曜日)
定款変更の効力発生日	<u>2026年11月1日(日曜日)</u>

以 上